



特別定額給付金 (1人10万円)

郵送 申請を受付けています

給付対象となる世帯の世帯主の方に、5月28日に申請書を発送し、郵送による申請を受付けています。

給付対象者 令和2年4月27日において台東区に住民登録のある方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主の方

郵送による申請方法

①区役所から **世帯主にあて**、給付金受給に必要な申請書・返信用封筒をお送りしています。

※オンライン申請された方にも、郵送用申請書をお送りしています(申請不要)。

②申請書に必要な事項を記入してください。

③申請書の記入後、必要書類(下記㉠㉡)を添付し、**同封の返信用封筒で9月1日(火)までに返送**(消印有効)してください。

添付が必要な書類

㉠本人確認書類
(運転免許証・健康保険証などの写し)

㉡振込先口座確認書類
(通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングの画面などの写し)



④給付金の振込

申請受付から3~4週間程度で口座振込

※金融機関の口座をお持ちでない方については、現金の直接お渡しではなく、現金書留・為替等による給付を検討しています。給付手続に時間がかかるため、口座振込より4週間前後、給付が遅くなりますことをご了承ください。

オンライン申請も受付中

マイナンバーカードをお持ちの方は、特別定額給付金のオンライン申請(マイナポータル経由)も可能です。

申請方法等は、右記二次元コードよりご確認ください。



台東区緊急経済対策 コールセンター

TEL 0120-001-556

特別定額給付金の支給について など

月~金曜日(祝日を除く)午前8時30分~午後5時15分
※6月6日(土)・13日(土)・20日(土)は対応

よくある質問は右記二次元コードよりご確認ください。



高齢者・障害のある方など申請書の書き方にお困りの場合は下記の場所でご相談いただけます

●6月30日(火)まで

- 区役所10階浅草側スペース
- 西部区民事務所(下谷3-1-30)
- 南部区民事務所(寿1-10-12)
- 北部区民事務所(浅草4-48-1)
- 西部区民事務所谷中分室(谷中5-6-5)
- 北部区民事務所清川分室(清川1-23-8)

月~金曜日午前8時30分~午後5時

※受付開始当初は申請が混み合い、給付に時間がかかることが予想されます。
※DV被害者等事情があり、台東区内在住で他の区市町村に住民票がある方は台東区緊急経済対策室(Tel 5246-1692)へお問合せください。

特別定額給付金を口実とした詐欺にご注意ください!

区職員や総務省などが以下を行うことは**絶対にありません!**

- ×現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすること
- ×受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ×メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること



- 暗証番号 ●通帳 ●マイナンバー
- 口座番号 ●キャッシュカード

**絶対に教えない!
渡さない!**



「怪しいな」と思ったらご相談ください

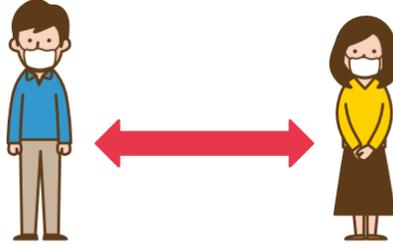
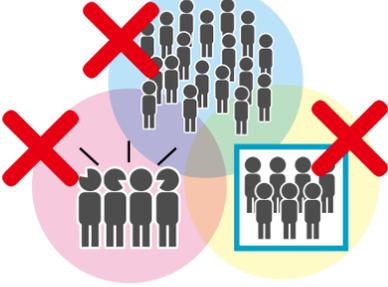
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン TEL 0120-213-188
 - ・上野警察署 TEL (3847) 0110 下谷警察署 TEL (3872) 0110 浅草警察署 TEL (3871) 0110 蔵前警察署 TEL (3864) 0110
 - ・警察相談専用電話 TEL #9110
- 問合せ 台東区生活安全推進課 TEL (5246) 1044

引続き新型コロナウイルス感染症対策をお願いします

暮らしや働き方の「新しい日常」

暮らしの中や働く場で、感染を防止するための「新しい日常」を、日々の暮らしの中で実践いただくようお願いします。

実践の一例

<p>外出はマスク着用 屋内や会話は 症状なくても着用</p> 	<p>帰宅後など まめに手洗い 手指の消毒も</p> 	<p>人との間隔2m 可能な限り 対面会話を避ける</p> 	<p>3密の回避 密集・密接・密閉</p> 
--	--	--	--

買い物

- 通販やキャッシュレスを活用しよう
- レジで並ぶ時は間隔をあけよう



娯楽・スポーツ

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や自転車を利用しよう



食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- お酌・グラスやおちょこの回し飲みは避けて
- テイクアウトやデリバリーの活用も



働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



体調がおかしいと思ったらまずは電話で相談しましょう



強いだるさや息苦しさがある方、風邪のような症状・発熱が続く方は下記へご相談ください。
※かかりつけ医のいる方はそちらへ電話でご相談ください。

帰国者・接触者電話相談センター

●月～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日曜日・祝日を除く

聴覚に障害のある方などからの相談

●月～金曜日 午後5時～翌日午前9時
※土・日曜日・祝日は終日

TEL 03-3847-9402 (台東区)

FAX 03-3841-4325 (台東区)

TEL 03-5320-4592 (東京都)

不安に思う方は下記へご相談ください。(微熱や軽い咳が出ている、感染したかもしれない、においや味を感じない)

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

●午前9時～午後10時

聴覚に障害のある方などからの相談

TEL 0570-550571

FAX 03-5388-1396 (東京都福祉保健局)

令和2年 第2回区議会定例会 区長発言《要旨》

はじめに

緊急事態宣言が解除され、活気に満ちあふれた日々を取り戻すための新たなスタートが切られました。しかしながら、都内における新たな感染の確認は未だに続いており、依然として気を緩めることはできません。分散登校の実施や経済活動の大幅な縮小など、区民生活と区内経済への影響は極めて深刻な状況が続いています。

このような状況の中、本区がまず為すべきことは、区民の生命と健康を守り抜くこと、そして、区民の生活や事業者をしっかりと支えることです。同時に、ウイルスとの長い闘いを見据え、新たな日常を作り上げていく必要があります。区役所業務についても改革を進めていかなければなりません。

こつとした考えのもと、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、本区が有する、「ひと」の活力と「まち」の魅力が最大限に発揮されるよう、私は、次の3つの柱を基に、今後の区政運営を進めていきます。

今後の区政の運営について

柱の第1は、「区民の生命と健康を守り抜く」ことです。新型コロナウイルス感染症対策を着実に進めるとともに、今後の感染の再拡大に備え、感染症対策資材の備蓄に努めます。また、地域医療の核を担う永寿総合病院の医療提供体制の強化に向けた支援などに取り組み、区民の生命と健康を守り抜きます。

第2は、「区民の生活や事業者をしっかりと支える」ことです。引き続き、定額給付金の支給や事業活動への資金繰りの支援、経営相談の充実などに全力を挙げて取り組みます。また、児童・生徒の学習機会を確保するため、一人1台の端末の整備によるICT教育環境の充実を図ります。

第3は、「新たな日常に対応した区役所への変革」です。行政手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、オンライン化やキャッシュレス決済などを一層推進するとともに、働き方改革に向けた取り組みを加速させるなど、新たな日



常に対応すべく、区役所業務の改革を進めます。感染症の影響により、今後の区の財政収支への深刻な影響が危惧されることから、当面の区政にあたっては、優先度の高い施策や事業に重点的に取り組んでいく必要があるため、施策や事業の見直しを進めます。

おわりに

新型コロナウイルスの新たな感染の確認は続いているものの、その数は減少し、事業活動も徐々に再開されるなど、私達は感染症を克服するその日に向かって、一步一步、確実に前進しています。

しかしながら、感染症の第2波、第3波に備え、引き続き日常生活における警戒を怠ることはできません。

区民の生命と財産を守り抜くという区長としての責任と使命を、しっかりと胸に刻み、全力で区政に邁進してまいりますので、区議会の皆様、区民の皆様、引き続き区政へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

都民の方や事業者の疑問・不安への対応と感染拡大防止協力金制度に関する質問等を受け付けます。

TEL 03-5388-0567

開設時間 午前9時～午後7時
(土・日曜日・祝日を含む)

LINEを活用した24時間対応の情報提供サービスもご活用ください。

※利用にはLINEアプリへの登録が必要です。下記二次元コードより友だち登録してご利用ください。



新型コロナウイルス相談チャットを開設しました

区民の皆さまをはじめ、多くの方々から新型コロナウイルス、特別定額給付金、保育園・小中学校などのご相談をいただいております。そのため、24時間ご利用いただける「新型コロナウイルス相談チャット」を開設しました。

このチャットは、台東区と厚生労働省のFAQ（よくある質問）から構成しています。カテゴリ別での検索や、チャット画面の下にあるメッセージ入力欄から質問形式による相談が可能です。ぜひ、ご活用ください。

問合せ 情報政策課 TEL (5246) 9022



〈区HPトップの右下をクリック〉

〈利用画面のイメージ〉



国の緊急事態宣言解除を受け、一部区立施設を開館しています。区主催イベントの多くについては、引き続き中止・延期としています。詳しくは、区HPをご覧ください。詳しくは、区HPをご覧ください。

一部の窓口で業務を休止・縮小しています。対象の業務等、詳しくは区HPをご覧ください。



区役所本庁舎等における6月10日の水曜窓口延長、6月14日の日曜開庁は中止します。詳しくは、区HPをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等で、生活がお困りの方に対する貸付制度について

●福祉資金緊急小口資金(特例貸付)

対象休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため、貸付を必要とする世帯 **貸付額**20万円以内(一括交付) **交付までの期間**申請から2週間程度 **据置期間**1年以内 **返済期間**2年以内(24回以内)

●総合支援資金生活支援費(特例貸付)

対象収入減や失業等による生活困窮により、日常生活の維持が困難となったため、

貸付を必要とし、福祉資金緊急小口資金を利用後も収入減が続く世帯 **貸付額**月額20万円以内(単身世帯は月額15万円以内) **※原則**3か月以内 **交付までの期間**申請から30日程度 **据置期間**1年以内 **返済期間**10年以内(120回以内)

◆以降、上記記事の共通項目◆

※連帯保証人は不要※緊急小口資金と総合支援金の同時申請は不可※生活保護受給世帯、他の道府県社会福祉協議会で貸付を受

けている世帯は対象外※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除の場合あり **利率**無利率※期間までに返済不可の場合、延滞利息が発生 **申込方法**右記問合せ先に事前連絡の上、必要書類を郵送または持参※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による申請をお願いしています。また、持参による申請の場合、事前に日時の予約をお願いします。※本申請は必要な各種証

明書の交付手数料が無料になります。詳しくは、区HPをご覧ください。

申込み・問合せ 〒110-0004 台東区下谷1-2-11 台東区社会福祉協議会生活支援室 **TEL** (5828) 7547

※必要な書類等詳しくは、台東区社会福祉協議会HPをご覧ください。



台東区経営持続化特別資金融資あっ旋をご利用ください

- ▷ **対象** 感染症の影響により、売上高等が減少
- ▷ **融資限度額** 500万円以内
- ▷ **融資期間** 運転資金8年以内(内据置12か月以内)
- ▷ **貸付金利** 2.0%以内(本人負担ゼロ)
- ▷ **受付期間** 6月1日(月)~9月30日(火)
- ▷ **問合せ** 産業振興課融資担当(台東区中小企業振興センター内) **TEL** (5829) 4128

国の「持続化給付金」申請サポート会場が設置されています

上野会場【会場番号1312】 TKP上野駅前ビジネスセンター(台東区東上野3-18-6 第一吉沢ビル3階)

浅草会場【会場番号1315】 花川戸1丁目施設(台東区花川戸1-14-16(旧浅草保健相談センター2階))

申請サポート会場予約方法 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事前に予約が必要です。次のいずれかで予約してください。会場や浅草保健相談センターへのお問合せはご遠慮ください。 **Web予約** 下記二次元コードよりご確認ください。

電話予約 自動ガイダンスは **TEL** 0120-835-130※上記【会場番号】が必要
オペレーターは **TEL** 0570-077-866 **受付時間** 毎日午前9時~午後6時

持続化給付金について

対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少しているもの ②中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主(資本金10億円以上の大企業を除く)

給付額 ①中堅企業、中小企業、小規模事業者、その他各種法人等(上限200万円) ②フリーランスを含む個人事業主(上限100万円)

申請期間 3年1月15日(金)まで ※申請方法等詳しくは、右記二次元コードよりご確認ください。

問合せ 持続化給付金事業コールセンター(6月は毎日午前8時30分~午後7時) **TEL** 0120-115-570
IP電話専用 **TEL** 6831-0613



新型コロナウイルス感染症の影響による貸付や融資あっ旋等の手続きに必要な各種証明書を無料で交付しています。詳しくは、区HPをご覧ください。

●ご自宅からパソコンや郵送などで一部の行政手続きを行うことができます

一部の行政手続きについて、ご自宅のパソコンやスマートフォンから行える電子申請・届出サービスを実施しておりますので、積極的にご利用ください。詳しくは、右記二次元コードよりご確認ください。



お知らせ

納税の「相談」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税等を一時に納税することが困難と認められる場合は、区役所収納課へ申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。左記へご相談ください。

●徴収の猶予

申請により、猶予が認められた場合に1年間納税が猶予されます。また、猶予期間中の延滞金や免除され、財産の差押等が猶予されず。

▽対象 次の全てに該当する方

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している。

②一時に納税することが困難である。

▽対象となる住民税・軽自動車税

等 2年2月1日~3年1月31日まで(納期限が到来する住民税等) ※なお、現在感染防止の観点から、「ご来庁は極力お断りしています。詳しくは、左記問合せ先か、区HPにて「徴収猶予」を検索し、「確認」ください。

▽問合せ 収納課

TEL(5246) 1107~9

●徴収の猶予を申請される方のうち、口座振替をご利用の方

□座振替日の2週間前までに、徴収の猶予の申請とあわせて、口座振替の登録をしている旨を下記問合せ先へご連絡ください。

※各納期限(口座振替日)の2週間前を過ぎると、「ご利用の金融機関や時期によっては、口座振

替停止処理が間に合わず、口座振替がされてしまう場合がありますのでご注意ください(口座振替後の還付は1か月程度かかります)。

▽問合せ 税務課税務係

TEL(5246) 11114

住民税(特別区民税・都民税)第1期の納期限は6月30日(火)です

一人ひとりの納税が、区民の生活を守る施策の重要な財源となります。納期限までに必ず納付をお願いします。

□座振替(自動払込)の方は、残高にご注意ください。一括納付をご利用の方は、第1~4期までの全額が引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。

引き落としの確認については、預貯金通帳の記帳によりお願いします。

▽問合せ 税務課税務係

TEL(5246) 11114

住民税(普通徴収分)の納付は便利な口座振替をご利用ください

7月10日(金)までに申込みと、第2期から口座振替(自動払込)ができます。通帳・届出印・預金口座振替(自動払込)依頼書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局または区役所3階⑩番税務課・区民事務所・同分室へお申込みください。

▽問合せ 納期眼(8月31日(月)に指定の口座から振替をします。

TEL(5246) 11114

令和2年度の住民税(特別区民税・都民税)納税通知書を6月10日(水)に郵送します

次の方には送付されません。

- ①住民税の全額が給与から引き落とされる方(特別徴収)
- ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者・未成年者・寡婦・寡夫
- ③前年の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ・扶養親族のいない方 35万円
 - ・扶養親族のいる方 35万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+21万円

▽納期限 第1期は6月30日(火)、第2期は8月31日(月)、第3期は11月2日(月)、第4期は3年2月1日(月)

▽納付場所 金融機関、コンビニエンスストア(納付書にバーコードがついている場合)、区役所、区民事務所・同分室

▽年金からの特別徴収 4月1日現在65歳以上で、前年に公的年金等所得がある方は、老齢基礎年金等から住民税が徴収されます。

※地方税の臨時特例法により、令和5年度までは、住民税の均等割額は4千円(特別区民税3千円、都民税1千円)から5千円(特別区民税3千円、都民税1千円)になります。

ストップ! ハイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は許されるものではありません。

区では、区有施設の利用者に対する啓発を行っています。利用者の方のご協力をお願いします。

私たち一人ひとりが不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、差別のない社会を築いていきましょう。

▽問合せ 人権・男女共同参画課

TEL(5246) 11116

6・7月の夜間・休日診療当番医・当番薬局

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受診される際、必ず事前に電話で受診が必要かどうかご確認ください。

●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

●下記に該当する重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方

・高齢者、糖尿病、心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦

●発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

・都合により、当番を変更することがあります。当番医、台東区夜間・休日診療案内電話等にご確認のうえ、受診してください。

「台東区夜間・休日診療案内電話」 TEL03-5246-1277

・携帯端末でも当番医を調べることができます。

「台東区ホームページ(携帯用)」http://www.city.taito.lg.jp/m

Table with 2 columns: 診療対象 (小児科), 診療日 (月~土曜日), 受付時間 (午後6時45分~9時45分), 調剤薬局 (車坂薬局), 台東区準夜間・休日こどもクリニック

Table with 4 columns: 診療対象 (内科, 歯科), 当番医・薬局, 所在地, 電話番号. Includes dates like 6月7日, 6月14日, etc.

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」で都内の医療機関の診療案内や診療時間などを診療科別・地域別に調べることができます。

7月の保健所・保健相談センターの事業案内(中止・変更あり)

Table with 3 columns: 事業名, 実施会場 (台東保健所, 浅草保健相談センター), 実施日時

空調設備改修工事に伴う区民館休館について

●金杉区民館下谷分館

工事期間は10~11月末の予定です。工事期間中は下谷分館(集会室、多目的ホール)は利用できません。

それに伴い、7~8月実施(10~11月利用分)の下谷分館の集会室等の利用抽選申込は行いません。

集会室等の利用抽選申込の再開は、9月1日(12月利用分)の予定です。

▽問合せ 金杉区民館下谷分館 TEL(3873)1731

●浅草橋区民館

工事期間は10月~3年2月末の予定です。工事期間中は区民館(集会室、多目的ホール、トレーニング室)は利用できません。

それに伴い、7~11月実施(10月~3年2月利用分)の浅草橋区民館の集会室等の利用抽選申込は行いません。

集会室等の利用抽選申込の再開は、12月1日(3月利用分)の予定です。

▽問合せ 浅草橋区民館 TEL(3851)4646

なお、工事期間中も浅草橋地区センターと中央図書館浅草橋分室は通常どおり開庁します。

▽問合せ 浅草橋区民館 TEL(3851)4646

◆以降、右記記事の共通項目◆

「迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。」

▽問合せ 区民館 TEL(5246)1123

子育て・教育

子育て世帯への臨時特別給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、児童手当を受給する世帯に対象児童1人当たり1万円の臨時給付金を支給します。

▽支給日(予定) 6月中旬

※6月上旬に支給の児童手当とは別口、別名義での振込となります。

児童手当の手続きが完了していない場合など、振込が遅れる場合があります。

※支給要件等、詳しくは区HPをご覧ください。なお、区HPを「閲覧」する場合は左記問合せ先へ

▽問合せ 台東区緊急経済対策コールセンター TEL0120-0001556

●児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく

現況届は、受給資格を確認するために必要です。手当を受給中の方には届出用紙を送付しましたので必要事項を記入し、6月30日(必着)までに提出してください。

なるべく、郵送か電子申請(電子申請は児童手当のみ)で提出ください。提出がない場合、手当の支給が停止となります。

▽問合せ 子育て・若者支援課給付担当(区役所6階6番) TEL(5246)1232

健康

熱中症に注意しましょう

高齢者は特に注意ください。高齢者になると、暑さやのどが渇きに気づきにくくなる特徴があります。そのため、自覚がないのに熱中症になることがあります。

●予防方法

・熱中症は室内でも多く発生しているため、エアコンや扇風機を使い、適切な室温となるよう調整を行う。

・のどが渇いていなくても、水分と適度な塩分を補給する。

・外出時には日傘や帽子を使い、こまめに休憩する。

※具合が悪くなったときは、涼しい場所へ移動して体を冷やし、水分をとりましょう。体調が改善されない場合や重症のときは、医療機関を受診、または救急車(119番)を呼びましょう。

▽問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL(3847)9440

令和2年度総合健康診査、各種健診(検診)事業の実施について

今年度受診対象の方へ、受診票やチケットの案内をお送りしています。

受診機関によって、予約状況や実施状況が異なります。必ず確認のうえ計画的に受診してください。

また、受診時には、マスクの着用や体調管理などの感染症対策にご協力ください。

※令和元年度の胃がん内視鏡検査対象者については、8月31日までの受診期間を3年3月31日までの延長しますので、引き続き活用ください。

▽問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL(3847)9481

お困りの方

▽申込み・問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL(3847)9497

●笑って元気教室「漫才と体操」

▽日時 7月8日(水) 午後2時~3時30分

▽対象 区内在住か在勤の40歳以上の方

▽定員(予定) 28人(先着順)

▽出演 もりあきのり、さんまのしっぽ

▽場所・申込み・問合せ 千束健康増進センター TEL(5603)0085

女性医師による女性のための健康相談「婦人科」(予約制)

▽日時 7月13日(月) 午後2時~4時

▽場所 台東保健所4階

▽対象 区内在住か在勤の女性で、更年期や月経障害、不妊などで悩んでいる方

▽問合せ 介護予防・地域支援課 TEL(5246)1295

「いますぐ実践！シニアガイド」を発行しました

シニアのための健康情報誌です。

▽配布場所 区役所2階、地域包括支援センター、区民事務所ほか

▽問合せ 介護予防・地域支援課 TEL(5246)1295

高等学校等の進学者に対して入学にかかる費用の一部を助成します

経済的な事由により児童を高等学校等（高等学校・専修学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校・各種学校の一部等）に進学させることが困難な方に対して、入学にかかる費用の一部を助成します。 **支給対象者** 4月1日時点において以下の要件を全て満たしている方 ①令和元年度に中学校を卒業し、2年度中に高等学校等に進学する児童の保護者 ②対象児童および保護者が区内に住所を有する ③保護者全員の平成31年度の住民税が非課税※児童扶養手当を受給している場合は課税であっても対象 ④生活保護を受給していない **支給額（児童1人あたり）** ①保護者全員の平成31年度の住民税が非課税の場合は8万円 ②児童扶養手当受給者で、平成31年度の住民税が課税の場合は4万円 **提出書類** ①奨学金支給申請書兼請求書 ②在学証明書（原本）または学生証の写し ③平成31年度住民税課税証明書（受給者および配偶者のもの）※平成31年1月1日現在、区外に住民登録があった方のみ※支給対象者には、4月下旬に申請書を送付しました。ただし、区が児童手当または児童扶養手当を支給していない方には送付していません。 **問合せ** 子育て・若者支援課（区役所6階⑥番） **TEL** (5246) 1232

表1

回	助成対象月	申込期間(必着)	交付時期
第1回	4~6月分	7月6日~31日	9月上旬
第2回	7~9月分	10月5日~30日	12月上旬

※10月以降については、別途お知らせします。
※申込期間を過ぎての申込受付はできません。

表2

年齢	課税世帯	非課税世帯	上限額
0~2歳児クラス	第1子		4.0万円
	第2子		5.4万円
	第3子		6.7万円
3~5歳児クラス			2.5万円
			2.0万円

▽対象 区内在住で、認証保育所または指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設に月極で通っている児童の保護者

▽助成対象月・受付期間・交付時期 左表1のとおり

▽申込方法 申請書兼請求書（第1号様式）、必要な税資料を左記問合せ先へ郵送が持参

▽問合せ 児童保育課（区役所6階⑧番） **TEL** (5246) 1309

認証保育所等の保育料を助成しています

都後期高齢者医療広域連合から送付します。

※ジェネリック医薬品とは 先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、新薬と有効成分の含有量が同じで、有効性や品質、安全性が同等

▽対象 区内在住で、認証保育所または指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設に月極で通っている児童の保護者

▽助成対象月・受付期間・交付時期 左表1のとおり

▽申込方法 申請書兼請求書（第1号様式）、必要な税資料を左記問合せ先へ郵送が持参

▽問合せ 児童保育課（区役所6階⑧番） **TEL** (5246) 1309

▽対象 次の全てに該当している方を介護している家族

①要介護4または5の方で、介護保険サービスを利用せずに在宅での生活期間が1年以上

②介護を受けている方とその他の介護者が、介護保険料を滞納していない

③介護する方・される方の世帯全員が住民税非課税

※3か月以上継続して入院していた場合は、入院期間の前後で在宅期間が1年以上あれば対象

※対象期間内での7日以内のショートステイを除く

※福祉用具の貸与は介護保険サービスに含む

福祉（高齢・障害等）

▽対象 後期高齢者医療制度の被保険者で、生活習慣病等の医薬品が処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

▽問合せ 通知についてはジェネリック医薬品通知サポートデスク（6月下旬~7月31日金、12月中旬~3年1月29日金の土・日曜日・祝日を除く午前9時~午後5時） **TEL** 0120-601494

その他については、台東区国民健康保険課後期高齢者医療係 **TEL** (5246) 1254

▽対象 在宅生活を続けることが困難であり、原則、要介護3以上と認定された方（入院治療の必要な方、すでに特別養護老人ホームに入所の方は除く）

※要介護1・2で申込み場合は、申込書の「特養以外での生活が困難な理由」記入書を記入

▽対象施設

▽給付額 年間10万円

▽問合せ 介護保険課給付担当（区役所2階③番） **TEL** (5246) 1249

▽特別養護老人ホームの入所申込を受けています（令和2年度第2回）

▽対象 在宅生活を続けることが困難であり、原則、要介護3以上と認定された方（入院治療の必要な方、すでに特別養護老人ホームに入所の方は除く）

※要介護1・2で申込み場合は、申込書の「特養以外での生活が困難な理由」記入書を記入

▽必要人物 介護保険証 過去3か月分のサービス利用票・サービス利用票別表

▽入所のご案内・申込書配布・申込場所 地域包括支援センター、介護予防・地域支援課（区役所2階⑤番）（郵送不可）

※事前に家族やケアマネジャーに相談してください。

▽申込締切日 6月30日

区外協力特別養護老人ホーム

施設名	所在地
白楽荘	多摩市
みずほ園	西多摩郡瑞穂町
良友園	
ひのでホーム	西多摩郡日の出町
新清快園	
第2カントリービラ青梅	
青梅愛弘園	青梅市
成蹊園	
福楽園	
和敬園	あきる野市

区立特別養護老人ホーム

施設名	所在地
谷中	谷中2-17-20
三ノ輪	三ノ輪1-27-11
蔵前	蔵前2-11-7
台東	台東1-25-5
千束	千束3-28-13

民間特別養護老人ホーム

施設名	所在地
浅草ほうらい	清川2-14-7
フレスコ浅草	浅草5-33-7
橋場すみれ園	橋場1-1-10

▽対象 玄関先や店先に花や緑を植えたプランターを置く場合、かかった費用を助成します。

▽助成対象 自らの敷地内で、道路に面した場所に設置するプランター、花苗等購入経費

▽条件 新たに設置するプランター等の面積が0.25平方メートル以上（新聞紙1面以上の広さ）になること。

※プランターの大きさ・植える植物等条件があります。材料購入前に必ず左記へお問合せください。

※予算がなくなり次第終了

▽問合せ 環境課 **TEL** (5246) 1323

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③生活保護を受給していない

④区内転居であり、転居先に継続して居住する

⑤保証人がおらず、緊急連絡先があるほか

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1（限度額2万円）

●高齢者等住居支援（転居前に申込み）

取り壊しや家主の都合による契約

7月1日(水)から全国一律でレジ袋が有料化します

海洋プラスチックごみ問題等の解決に向けた第1歩として、全国一律でプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化がスタートします。

マイバックを持ち歩く習慣が生まれるなど、ライフスタイルの変革を促すことが目的です。

この機会に、環境のためにでき

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③生活保護を受給していない

④区内転居であり、転居先に継続して居住する

⑤保証人がおらず、緊急連絡先があるほか

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1（限度額2万円）

●高齢者等住居支援（転居前に申込み）

取り壊しや家主の都合による契約

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

▽対象 次の全てに該当する方

①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか

②区内に継続して3年以上居住している

③前年の総所得金額が単身世帯は26万8千円以下、2人以上の世帯はこの額に世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額（上限15万円）

◆以降、右記記事の共通項目◆

※詳しくは左記問合せ先で配布するパンフレットか区HPをご覧ください。

▽問合せ 住宅課（区役所5階⑩番） **TEL** (5246) 1468

催しものなど

「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」を募集します

働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行う企業を認定し、その取り組みを応援します。

対象区内に本社または主たる事業所があり、従業員が300人以下の企業等

認定期間2年間 **認定によるメリット**区HPや広報「たいとう」等で取り組みを広く紹介、ワークライフバランス資金の利用が可能等 **申込方法**申請書(電話で下記問合せ先へ請求、区HPからダウンロード可)、就業規則の写し等を下記問合せ先へ郵送か持参 **申込期間**6月20日(出)～9月1日(火) **問合せ**男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階) **TEL**(5246) 5816

台東区社会福祉事業団から

- 介護職 就業促進事業** 介護業界の現場で働きながら、介護の資格を無料で取得できます。 **雇用期間**3年1月末まで※最長6か月 **対象**介護の資格をもっていない方(初任者の資格をお持ちの方を含む)で、介護職として働くことを希望する方 **勤務地**区内の高齢者施設 **時給**1,100円 ※雇用終了後、合意の場合は継続雇用可 **申込締切日**10月16日(金)
- 高齢福祉現場での職場体験** **期間**3年2月28日(日)までのうち、3日間以内※受付は随時 **対象**介護業務への就労を希望する方

る方

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

申込み・問合せ台東区社会福祉事業団 **TEL**(5603) 2228

企画展「日記が語る台東区7外国人が見た台東区」

幕末から大正期の台東区を描写した外国人の日記をとりあげ、そこに登場する名所を、浮世絵・和本・絵はがきなどで紹介します。

期間(予定)6月19日(金)～9月13日(日)

場所・問合せ中央図書館 **TEL**(5246) 5911

台東アートギャラリー等の展示作品のご案内

期間(予定)6月15日(月)～7月10日(金)

場所区役所1階台東アートギャラリー

展示作品平成17年度台東区長賞受賞作品「抱かれてんのは確かにわたしが、抱いてるわたしは一体誰だろう?」小池真奈美氏、平成18年度台東区長賞受賞作品「道」岡地習子氏 **問合せ**文化振興課 **TEL**(5246)1153

工作教室「自分せんようせんぷうき」

日時7月26日(日)午後1時30分～3時30分

場所生涯学習センター **対象**区内在住か学(園)の満5歳～小学4年生 **定員**11人(抽選)※参加者1人につき付き添い1人まで **費用**500円(材料費・保険料含む) **申込締切日**6月30日(火)

申込み・問合せ生涯学習課(土・日曜日・

祝日を除く午前9時～午後5時)

TEL(5246) 5815

講座・相談会など

産業研修センターの催し

- ファッション・マーケティング講座** **「21年春夏のカラーと素材傾向を読む」** **日時**7月8日(水)午後6時30分～8時 **対象**区内在住か在勤(学)の方 **定員**30人(先着順) **講師**池田正晴氏(株)ジャルフック代表取締役 **費用**1,000円 **申込方法**講座名・住所・氏名・年代・電話番号、在勤(学)の方は勤務先(学校)名・所在地をはがきかファックスまたはメール(kensyuusen ta@jcom.home.ne.jp)で下記問合せ先へ **申込締切日**7月1日(水)(必着)
 - 第1回CADステップアップ講座** 入門講座程度の操作ができる方を対象にした実践的なCAD操作講座です。 **日時(全2回)**7月28日(火)・29日(水)午後6時15分～8時45分 **対象**区内在住か在勤(学)で全日程受講可能な方 **定員**4人(抽選) **講師**渡辺豊氏 **費用**3,000円(2回分) **申込方法**往復はがきに講座名・住所・氏名・年代・電話番号、在勤(学)の方は勤務先(学校)名・所在地を書いて下記問合せ先へ **申込締切日**7月7日(火)(必着)
- ◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆
- 場所・問合せ**〒111-0023 台東区橋場1-36-2 産業研修センター **TEL**(3872) 6780 **FAX**(3871) 9525

シルバー人材センターから

- パソコン講座** **内容・日程(各全3回)** ①「はじめてのパソコン」7月6日(月)・9日(木)・13日(月) ②「スマホ(Android)の利用」7月7日(火)・14日(火)・17日(金) **時間**午前10時～正午 **定員**各9人(抽選) **費用**3,000円(3回分) **申込方法**往復はがき(1人1枚)に講座名(①か②)・住所・氏名・年齢・電話番号を書いて右記問合せ先へ
 - パソコン「無料よろず相談会」** **日時**7月15日(水)・30日(水)午前10時～11時、11時～正午 **定員**各5人(抽選) **申込方法**往復はがき(1人1枚)に講座名・希望日時・住所・氏名・年齢・電話番号・相談内容を書いて右記問合せ先へ
- ◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆
- 対象**区内在住の60歳以上の方

申込締切日6月19日(金)(必着)※募集数に達しない場合、6月22日(月)以降に電話で受付 **場所・問合せ**〒111-0056 台東区小島1-5-5 台東区シルバー人材センター **TEL**(3864) 3338

第1回ペットコミュニティエリア適正利用講習会

ペットコミュニティエリアを利用するには事前に講習会の受講が必要です。 **日時**7月10日(金)午後1時30分～4時 **場所**エリール(浅草4-5-3) **対象**次の全てを満たすこと①飼い主が区内在住で、台東区で登録をしている小・中型犬(背中～地面まで約40センチメートル以内) ②今年度の狂犬病予防注射および原則1年以内に混合ワクチンを接種している ③犬の健康状態に問題なく(内・外部寄生虫、伝染性疾病等にかかっていない)、他の人や犬に対して過剰に吠えたり、威嚇したり、咬傷事故をおこしたことがない ④エリアを利用する家族全員で参加できる **定員**15頭(先着順) **内容**エリア内でのマナーや知識の講習、愛犬と一緒にエリア利用の模擬練習(講習中は施設内で愛犬をお預かりします) **受講上の注意**①中学生以下は保護者同伴 ②3歳以下の乳幼児は入場・受講不可 ③犬1頭につき1人以上の犬を制御できる飼い主が参加(1人で複数頭連れてくることはできません) **申込方法**区HPから申込みか、電話で下記問合せ先へ **申込締切日**7月3日(金) **問合せ**台東保健所生活衛生課 **TEL**(3847) 9437

空き家等の維持管理や利活用などでお困りの方へ「総合相談会」

日時6月16日(火)、7月21日(火)午後1時～4時(受付は3時まで) **場所**区役所4階401会議室 **対象**区内に空き家等を所有している方 **定員**各3組(1組60分程度・先着順・予約優先)※予約に空きがあれば当日受付可 **相談員**宅地建物取引士・建築士ほか **申込み・問合せ**住宅課 **TEL**(5246) 1468

住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口(予約制)

不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を受付けます。 **日時**毎週金曜日午後1時30分～4時30分 **対象**区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯の方など **場所・申込み・問合せ**住宅課(区役所5階10番) **TEL**(5246) 1468

歯と口の健康週間

歯の標語の入選者決まる

歯と口の健康週間にちなんだ標語を募集したところ182点の応募があり、歯科医師会などで審査をした結果、30点が入選しました。上位入選者は次のとおりです(敬称略)。

区長賞「フレイルに 負けない体 歯の力」中島敏子(谷中)

保健所長賞「むし歯ゼロ お口の中はワンチーム」中村友紀(蔵前)

歯科医師会長賞「歯磨きで 自分でのばす 歯の寿命」菊地敏江(根岸)、「毎日が『旨い 美味しい』丈夫な歯」吉住節子(松が谷)

歯科医師会賞「健康寿命 延ばす秘訣は 歯科検診」堀越健二(東浅草)、「コロナにも 負けない体は 健口か

ら」工藤美津子(浅草)、「よくかんで コロナにまけぬ 健康を」桑原伸夫(東上野)、「行ってみよう! ころばぬ先の 歯科健診」吉田進(入谷)

不規則な生活や睡眠不足が続くと、免疫力が低下し、歯周病などのお口の病気も進行してしまいます。お口の問題は、全身の健康に影響を与えるため、お口の健康が大切です。よく噛むとたくさんだ液が分泌され、お口の中をきれいにし、むし歯や歯周病を予防します。規則正しい生活と、食事はよく噛み、食後の歯みがきを忘れずに、お口を健康にしましょう。

▷**問合せ** 台東保健所保健サービス課 **TEL**(3847) 9449

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく申請・届出をお忘れなく

●工場・指定作業場の設置者

対象工場・指定作業場を新たに設置・変更する方

工場とは次のいずれかに該当する、物品の製造や加工、作業を常時行う事業場 ①作業の種類に関係なく合計2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場 ②合計0.75キロワット以上、2.2キロワット未満の原動機を使用する14項目の事業場 ③原動機の動力数に関係なく43項目の事業場 **指定作業場とは**自動車駐車場(収容能力20台以上)、ガソリンスタンド、ボイラー(伝熱面積5平方メートル以上のもの、ガスを燃料とする場合は伝熱面積10平方メートル以上)等32種類の作業場 **必要な届出**下表のとおり

工場・指定作業場に関する主な申請・届出内容

事由	工場	指定作業場
新設するとき(移転を含む)	設置認可申請	設置届
建物、施設に変更があるとき	変更認可申請	変更届
名称、代表者等の変更があったとき	氏名等変更届	
譲り受け、相続等地位を承継したとき	承継届	
廃止したとき	廃止届	

●化学物質を取り扱う事業者

対象工場・指定作業場を設置し、特に適正な管理を必要とする化学物質(規則で定める59物質)を単独で年間100キログラム以上取り扱う事業者

報告・提出①前年度の適正管理化学物質ごとの使用量等を区に報告(6月末まで) ②従業員が21人以上の事業場は、化学物質管理方法書を作成し、区へ提出

●土壌汚染調査等の届出

対象①工場・指定作業場を設置し、特定有害物質(規則で定める26物質)を取り扱い、または取り扱ったことのある方 ②3,000平方メートル以上の敷地内において土地の改変を行う方 **届出等**工場・指定作業場を廃止するときは、敷地内の土壌汚染状況を調査し、報告書を提出することが義務付けられています。

●土壌汚染対策制度の改正

平成31年4月1日に環境確保条例の一部が改正され、調査や対策方法等が大きく変更されています。

条例改正後も、実質的に廃止した日によって、旧規定が適用される場合がありますので、事業場の廃止、移転等を検討している方、すでに廃止している方は、下記へお問合せください。

●井戸設置者

対象動力を用いる全ての揚水施設(一戸建ての住宅において家事用途のみに供するものにあつては揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設)

届出・報告①井戸を設置する方は地下水揚水施設設置届出書 ②井戸を設置している方は地下水揚水量報告書(前年にくみ上げた井戸水の量)

●野焼きや小型焼却炉の使用禁止

野焼きや小型焼却炉(火床面積0.5平方メートル未満で、焼却能力が毎時50キログラム未満の焼却炉)で廃棄物等を焼却することは条例で禁止されています(伝統行事や学校教育上必要な焼却等は除く)。

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆ **問合せ**台東区環境課 **TEL**(5246) 1283

6月23～29日は男女共同参画週間です

問合せ 男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階) TEL (5246) 5816

あなたは個性と能力を十分に発揮できていますか

男女共同参画社会とは、家庭・地域・職場・学校などで、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。そこで「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日の6月23日からの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について、理解を深めることを目指しています。この機会に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、考えてみませんか



台東区男女平等推進基本条例

区では、誰もが自分らしく生きる男女平等社会の実現を目指して、平成27年1月に「台東区男女平等推進基本条例」を施行しました。この条例は、区民・事業者の皆さんとともに、より暮らしやすく、働きやすい台東区の実現に向けた基本的な事項を定めています。※詳しくは区HPをご覧ください。

男女平等推進団体登録制度

男女平等社会の実現を目指し活動する団体への支援を目的に、男女平等推進団体の登録制度があります。登録すると、企画室の優先予約や使用料減額、団体ロッカーの使用など特典を受けられます。

男女平等推進プラザ「はばたき21」

生涯学習センターの4階にある男女平等を推進するための区の拠点施設です。区民の学習・研修の場として、講座の実施や男女平等に関する図書提供、相談事業の実施のほか、男女平等を進める活動をしている個人や団体の活動・交流支援などを行っています。

●はばたき21相談室

相談の種類	こころと生きかたなんでも相談(要予約) ※6月30日(火)まで電話相談のみ	女性弁護士による法律相談(要予約) ※6月30日(火)まで予約受付中止
内容	女性カウンセラーによる、自分の生き方や身近な人間関係・パートナーからの暴力・性的指向および性自認などに関する相談	女性弁護士による、離婚や親権・相続などの法律相談
相談日時(1回50分以内)	火・土曜日午前10時～午後4時 水・木曜日午後5時～9時 ※火・土曜日は託児(1歳以上の未就学児)あり	第2水曜日午後1時～4時 第3木曜日午前10時～午後1時 第4火曜日午後4時～7時
相談方法	面接(女性のみ)、電話(どなたでも)	面接(女性のみ)
申込み問合せ	男女平等推進プラザ TEL (5246) 5819 ※日曜日、第1・3・5月曜日(祝日の場合は翌日)を除く午前9時～午後5時 ※法律相談の予約は、相談日の属する月の1日から受付	

台東区ヴァーチャル美術館

「台東区ヴァーチャル美術館」は、区が所蔵する「台東区長賞」・「台東区長奨励賞」受賞作品や東京藝術大学大学院の修了制作の一部として制作された「敦煌莫高窟壁画」の模写作品、台東区立書道博物館の所蔵品などを紹介するウェブサイトです。作品の画像や作者の紹介などを掲載しています。

※右記二次元コードからご覧ください。

問合せ 文化振興課 TEL (5246) 1153



◀平成3年度台東区長賞受賞作品(日本画)「室内」宮北千織



おいしい! たのしい! 『#おうちでたいとうグルメ』プロジェクト

テイクアウトやデリバリーを行っている飲食店の情報を台東区公式観光情報サイト「TAITOおでかけナビ」で紹介しています。また、購入者に「#おうちでたいとうグルメ」をつけてSNSに投稿してもらうキャンペーンを展開しています。

問合せ 観光課 TEL (5246) 1447



YouTube/台東区公式チャンネル内に「おうちde充実タイム」のコーナーができました!

自宅で楽しめる運動や子供向けのあそびなどの番組をまとめています。右記二次元コードより、ご覧ください。※区が制作した番組の一部を配信しています。

問合せ 広報課(CATV担当) TEL (5246) 1041



アーカイブで振り返る台東区のお祭 Part1 6月8日月から公開



アーカイブで振り返る 台東区のお祭 PART1

お家でできる ハンカチあそび



川柳



台東川柳人連盟

雑草も見事に咲いた花畑
始まりはドラマチックな日本書紀
温もりを感じるように助言する
鹿が来ておとぎの国に変わる森
つきはきで作るキルトの世界地図

真理子
三佳子
澄子
百合子
恵子

若い時似合った服が捨てられず
竹林で抹茶頂く至福とき
熱戦を基盤が残す昼休み
衣装負け成果が出せず初舞台
余り布絵画のようなキルト出来

▽問合せ 台東川柳人連盟
内田博柳 TEL (5827) 2139

慶子
三枝
茂
千津子
啓子